

Title	ロルシュ帝国賃子帳
Sub Title	Lorscher Reichsurbar
Author	宇尾野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.6 (1957. 6) ,p.472(28)- 487(43)
JaLC DOI	10.14991/001.19570601-0028
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570601-0028">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570601-0028</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ロルシュ帝国賃子帳

—Lorscher Reichsurbar—

宇尾野 久

[B. Forstzinsen an Getreide und Wehn.]

- Vuritesheim. Umnesheim. Wintresheim. Turin-
- cheim. Bertheim. Eichna. Locheim. Elmarsbach.
- Phophenheim. Herfelden. Stochestat. Souenheim.
- Kemminesheim. Mettenheim. Alesheim. Waleheim.
- Chuntheres. Teonenheim.
- Nr. 3672. Nierstein.
- Nr. 3673. Um die Dreieich.
- Nr. 3674. Um Worms.
- Nr. 3674a. Um Kaiserslautern.
- Nr. 3675. Florstadt i. d. Wett.
- .....
- Nr. 3676. B. Gingen.
- Nr. 3677. Rangau.

右の賃子帳は資財帳範例と異なり直営地の経営内容に就いては殆

御料地令、資財帳範例、アンブロシアナ勅令、ライティマ帝国料賃子帳と並んでカロリング時代の帝国料研究の有力な礎石となつて

いるロルシュ帝国賃子帳は、大体八三〇年—八五〇年に成立したものとされて<sup>(注一)</sup>いる。  
元来カロリング時代の社会経済状態についてはなんら決定的なことは言い得ぬが、しかし帝国料地の研究に関しては聖界所料を含めてアルフォンス・ドブシユの浩瀚な研究以来すでに幾多の労作が時代並びに地域別に果されてきたし、また果されつつある。しかしロルシュ聖堂に保存された帝国賃子帳の性格及び内容に従つて問題を構成するとすればどのようなことが述べられ得ようか？

右の賃子帳に述べられている料地の所在地はロルシュ北方並びに西方の左のごときものである。

Dirk. Nr. 3671. Um Gernsheim, A

んど語っていない。しかしこの文書はかつてフリードリッヒ・リュトゲが問題にしたカロリング時代の mansus と hoba の区別<sup>(注二)</sup>について多くの示唆を与えている。

リュトゲは Breviarium St. Lulli<sup>(注三)</sup> として知られている Hersfeld 修道院の資財記録につき、この資財記録に記載された多くの場所の mansus と hoba が異なつた意味をもっていると述べ、mansus が述べられている処では、王、聖堂、伯、その他の大領主が之を領有した場合に多く見うけられるが、しかし大領主の所領が mansus から成り、小領主の所領が hoba (vel hoba) から成るとするのは早計であり、之等の大領主のもとではグルントヘル的な土地とグリーンヘル的な土地の間に区別が存在すること、従つて hoba の記述はグルントヘル的な制度を示し、コロネンやスラヴ人も社会経済的に改善されたグルントヘルの農民のグループに加えられる、しかし "Mansionarius"<sup>(注四)</sup> (いわゆる持分地農民) はグルントヘルの Hufenbauer よりも強い隷属のもとにあり、Manere (toleiben) の語源から之を推定しがたいとする。しかしリュトゲはこのような傾向は Herfeld だけではなく社会史的にみてカロリング時代に一般的であつたと述べている。

かつてアルフォンス・ドブシユが述べたように「繰返し」 Mansi の寄進が行われ、Salland が取除けられたので、個々の hoba は一部 Salland から成立したに相違ない<sup>(注五)</sup> という事情も考慮せねばならぬとしても、terra indemnificata = Salland (領主の直営

ロルシュ帝国賃子帳

地) 及び Mansi が圧倒的であり、之と対し das Zins- und Beneficialland (賃子及び恩貸地) 及び hoba が支配的である。ルトロン・ケチユケの分類 (1) Salland, 2) Hofgüter, 3) die der Fronhofsverwaltung nur in loser Angliederung an den Fronhofsverband unterstellten (einläufigen) Grundstücke, 4) das ausserhalb der Fronhofsverfassung zur Leihe ausgetane Land.<sup>(注六)</sup> を挙げ、mansus は (a) フロンホッフの結合農民に貸与された土地 (荘地) に求められ、hoba は (b) フロンホッフ制の外部で貸与された土地、恐らく (c) フロンホッフ結合へのゆるやかな編入でのみフロンホッフ制に服する (単独の) 農地にも見られるとしている。その際 mansi, hubae のいずれも農地附農屋敷を意味するが mansus は hoba よりも恐らく小さく述べている。

リュトゲ自身この問題はその後幾多の論究が行われ、未だ不明であると謙虚に述べているがリュトゲのすくれて社会経済的なこの見解が若し正しければ中部ドイツのみならず他のドイツ領域でもこのことが妥当せねばならぬ。

その意味で Hans Theodor Hoederath が新たに "Hufe, Manse und Mark in der Grossgrundherrschaft Werden." (Z.R.G. Ger. Ab. 68 Bd. 1951.) でノール河岸のラインズネディクト派修道院ウエルデンの料地に就いて行った検証は注目される。この経済史的研究のために、ホエデラートは主としてラコンブレン

及びケチケケの資料<sup>(注6)</sup>に依拠しながらウエルデンの寄進文書から次のものを挙げてゐる。

一、七九三年に Gilbert の息子 Sigwin は「余の相伝の地の一部(シキリ) Hrodberhtinghova 内の一〇の通常の小農家敷(unum modicum curtie)<sup>(注7)</sup>を同祭 Ludger に委譲す。」この文書は Widugiseshova と呼ばれるウメラ内で作成される。この場所は現在 Rühlinghoven 又 Wiedeshoven と謂ふ。(Lac. 1, Nr. 3.)

二、上述のウメラ・フロットマン・リントグ・ホブで七九六年に Amulrich のリントグの寄進(文書)作成される。„Acta est ..... in villa que dicitur Hrodberhtingahova.“ (Lac. 1, Nr. 5)

三、七九六年に Theganbald は修道院長リントグに「ルーノ河岸近くの Fislacu (Fischlaken) と呼ばれるウメラ内での余の相伝の地の一部、即ち草地、通路、用水権、森林持分(sera in silva)と共に成金フロンヒ(hova integra) Alfgingahova」を寄進し、「このすべては殆んど Vollhufe (hova plena) の形に寄進されるべし。」(Lac. 1, Nr. 7)

四、七九九年に Edelfrei (ingenuo et nobili homine) である同テガンバルトから Folci art は Bilik での相伝の地の一部に對し、ウメラ・フニスラック内の Widuberg 既開墾地(rothum)<sup>(注8)</sup>を交換し又作業に用いたを改善す。(in eo laboravi quod potui)。(今日の Pastoratsbeg とある)の開墾地は「そのすべてはすべて

に常に耕地に耕されており、フオルクムルトは隣人のリントグに「その耕地と」交換し「Alfgingahova」と呼ばれる hovae (Hufen)を」与えた。(Lac. 1, Nr. 12.)

五、同七九九年のリントグによるこの交換の確証がある。文書の中でリントグはまず彼が「自由貴人テガンバルトから……フルフコテックホブと呼ばれる hova を」購入によって取得したと述べている。この次のように述べて述べている。「今またそのすべてれも(ねに耕されている耕地の同 hova を Widuberg と呼ばれる既開墾地に對し、フオルクムルトに与へし)……但し余リントグははその hova に関する森林、水、牧地、新開地(comprehensions)<sup>(注9)</sup>における支配権(dominatio)を余の権利のすべてに成金とともに余に保留すべし。」それ故耕地のみが交換され、その内容が附加して詳細に述べられている dominatio は交換されなす。(Lac. 1, Nr. 13.)

六、七九七年に Oodhelma が寄進を「相伝の地の三分の一がその死後初めてウエルデン修道院に移ることとなる。しかしこの余の相伝の地の三分の一は三個所に在り、即ち Hilstoi パーツ内(Oeanni と呼ばれるウメラで 1 hova, 余のリートンズを保持す、確かに Northwiant ーツ内 Euleri と呼ばれるウメラで他の hova, 及び同パーツ内 Hrenheri と呼ばれるウメラに第三の hova (その) 尙また Hislam の近くとパーツ内にある森林の新開地(comprehensiones)と共に余の利益しつゝある今述へ

られた以外の六分の一 hova を移譲すべし。」最後におぼられた六分の一 hova は即座に修道院のものなる。(Lac. 1, Nr. 9)

七、七九九年に同 Oodhelma は「相伝の地の一部……即ちその地名が次の如き三個処の三〇の hova, シキリ Isloi パーツ内の Okinni での hova 一〇、Northweant ーツ内 Manheri での他の (hova) シキリ Selhufe (selihova), 同パーツ内 Hasungum での第三の (hova) を」寄進す。この寄進は「余の生存中、余及び余の愛妻 Theodinda がこの財産を同聖堂のウネフイキウムで用益権行使の条件で所持せんと欲するよう」に「した制限」を設け行わる。(Lac. 1, Nr. 14.)

八、Bado の寄進は八二〇年のものである。Bado は「Boractra パーツ内の Perrichei (Pierbecke) と呼ばれるウメラで、あらゆる成金をもつて、シキリ土地、森林、草地と共に又同 hova に附随する全ての附屬物と共に…… 1 hova を」寄進す。(Lac. 1, Nr. 38.)

九、ウエルデンの守護 Meginhardus は「結局八四一年に Hesapa 河上流部の……土地に對し、Gisfridinghova 内のハムルナートと「ホント五シリンツ」を」交換し Thiading に与へ。(Lac. 1, Nr. 55.)

尙ウエルデンの賃子帳から次のものが補足される。  
一〇、Hadumar 又 Suzanburg は Flunnia 又 Rapiarahesi 内の Ikinghen 又 holtgeweldithi での (其) 1 hova を」寄進

ロントム帝国賃子帳

す「Ludburg は Hatorpa 又 1 selihova 及び Flunnia での holtmarka を」(寄進す)。「守護 Engliger は Suafhen 内の半 hova を」(寄進す)。「Scatric は 4 Embrikni 内の 2 hova 及び Flunnia 内の holtmarka を」(寄進す)。(Kö.S. 20, Nr.13)

一一、ハムルナートの王の 1 selihova の給付が賃子帳 A §15 に記述されている。(Kö. S. 40)

一二、「Bunhlaron (Buldern) は Hildisuit 及び Manusus, シキリ tuedihova と共に Egisuard 及び妻を三人の自由人と共に寄進す。」(Kö. S. 43, Nr. 1.)

一三、「Markuard は…… Boda で隷属民の家族及び九モディウスのライ麦もしくは九デナリックス及び六モディウスの大麦と六(モディウスの)の燕麦を納める dimidia hova と共に Berahtwini を寄進す。Fokke は Borahbeki 又ノットツマ及び dimidia hova 及び婦の Folebrant と共に Raduwini を余の管理人 Hunfridus 及び……寄進す。」(Kö. S. 44, Nr. 18.)

ホエブラートはカロリント時代の経済状態に関する Georg Caro, Georg von Below, Karl Lamprecht 等の科学的論究の批判から古く研究が屢々一定の考えから出発して資料をその証拠として引証することから脱却して捉われぬ資料評価を行うことを念願し、上述の資料を拠点としながら、シキリ hova と就して hovae plenae 又 dimidiae hovae; hova integra 又 hova plena の

區別、更に selihovae へ gewöhnliche hovae の區別を検討し、  
 として mansus, hova, marca の諸關係として Hansen,  
 Waitz, Meitzen, Werner Wittich, Richard Schröder, Rudolf  
 Häpke 等の古典的見解から A. Dopsch, Philipp Hafner, Karl  
 Weller, K. Glöckner, R. Kötsche, Friedrich Lütge 等の見  
 解の検証をとげる。このようにしてホエデラートはフライン諸地域の  
 hova, mansus, marca についての研究状況を調査しながら最後に  
 カロリング末期のウエルデンの聖界グルントヘルンシャフトの資料  
 から次のように結論する。

- (一) フーフエ制度はグルントヘルンシャフトから行われた制度であ  
 る。
- (二) hova と mansus は概念的に區別されるべきである。hova は  
 恩賞地 (Beneficialland) を示し、mansus は荘地 (Hofan-  
 derei) を示す。この區別は実に十二世紀の初頭にも行われる。  
 そしてこのことはこの主張の正当さの決定的な証拠となる。
- (三) カロリング時代の末期に、ルール河下流地方の自由貴人のグ  
 ルントヘルン達が、マルク、又はワルト・エルベン・ゲノッセン  
 シャフトに結合し、林野利用の詳細な規則を發布した。その最  
 後の状態からゲノッセンシャフトの更に永い発展が推定され  
 る。

もし筆者の誤謬がなければ、ドプシュ、リュトゲのいわゆる新領  
 主制理論に対して、ホエデラートがカロリングにおけるヘルンシャフ

トとゲマインデの統一的研究の端緒を見出だそうとする志向が一九  
 五一年であらわれたことは注目される。

因に Hermann Wiessner, Beiträge zur Geschichte des  
 Dorfs und der Dorfgemeinde in Österreich, 1946. Karl  
 Heinz Quirin, Herrschaft und Gemeinde, 1952. Ingomar  
 Bog, Dorfgemeinde, Freiheit und Unfreiheit in Franken,  
 1956. 等の研究方向がホエデラートに於ける作業評価の参考として  
 挙げられる。

カロリング時代の聖堂がフイゲンキルヒェン<sup>(註16)</sup>の性格をもつことか  
 らこの時代に果してウエルデン聖堂が真にグルントヘルンシャフトた  
 り得たかの問題を別としても、資財帳範例ではホエデラートの所説  
 を真向から否定することなく「フイセンブルグ修道院からベネフイ  
 キムを有すること明らかかなベネフイキム保持者について」との  
 上書きのもとで恩賞地保持者がすべて mansus を保持することく  
 して<sup>(註17)</sup>おり、また Philippe Dollinger はオーストリーの後期  
 のものであるが mansus qui vulgo hube dicuntur (俗にフー  
 フェと呼ばれるマンスス)の二文書をあげている。従って資財帳範  
 例の写本に誤記又は省略があったこと、更にマンススがベネフイキ  
 アルラントにかえられたこと、<sup>(註18)</sup>なおそれが王又は聖堂の大所領に關  
 するものであるとしても之等の區別には重大な制約があることを明  
 記しておく必要がある。

尙ここで hova についての封建的権利内容とその担い手について

考える時、インリッピ・ミッターイスの述べる「ベネフイキム  
 はブレカリアの(直接土地貸与の)上方に発展した部門だとすれば、  
 honor, feudum (Amtslehen)のみならず hova についてのベ  
 ネフイキムのブレカリア<sup>(註19)</sup>の後方への展開も考慮され得よう。具  
 体的には ingenuus et nobilis homo (Edelfrei) や Comitatus  
 (Comes) に恩賞された上級のベネフイキムとそこから Bargli-  
 den (Königsfreien, Königszinser) が発展した下級の自由民や  
 半自由民(リーナン、コロネン、スラーウエン等)に貸与された  
 hova がこのことを示している。後者の意味でのベネフイキムの  
 完成は中世後期にみられる。<sup>(註20)</sup>

II

上述のロルシュ文書集所収の帝国賃子帳は、そのような問題に対  
 していかなる状態を示すであろうか?  
 しかしそのさい王領地は Streuung をなしており、王又は王妃  
 の直営地における selihova 又は mansus が圧倒的であり、賃子  
 地もしくは恩賞地が殆んど存在しない場合、逆に後者が圧倒的なウ  
 イラ又は Mansionarius の地位が改善され Bargilden の圧倒  
 的な開墾地帯等でも mansus, hova の區別が見られず mansi 又  
 は hovae の一方的な記述が現われることも考慮せねばならない。  
 なおまた其の上で右の帝国賃子帳にかぎって検討すれば歴史的に言  
 って王領直営地を中心とした mansi が最初にあらわれ、hova が

mansi の次にあらわれるとも言い得ない。

このことは王又は聖職者や貴人の奇進によってその料地を拡大し  
 たロルシュ聖堂の賃子帳全体に就いても妥当し、ほぼ八世紀のもの  
 とみられるウエッテラウ及びラインガウからの古フーフエ・リスト  
 所収の Nr. 3681. の文書は「In villa x est huba 1 in-  
 dominicata et serviles hubae x et mancipia x.」の「<sup>(註21)</sup>  
 huba をもつて示しているが、七七四年のロンテンガウの奇進文書  
 では「hoc est unum mansum, in ipso 1 curtem, .... et  
 alios mansos.....」(Nr. 496.) の「<sup>(註22)</sup> mansus をもつて示  
 しており、八世紀より若干後の右のフーフエ・リスト所収の Nr.  
 3680 では「In Rumpfenheim in dominicam curtem per-  
 tinent hubei serviles 111 et dimidia.....」の「<sup>(註23)</sup> huba,  
 huba dimidia (mansus) が共に領主の直営地に附属していること  
 を明示している。

しかし右の Nr. 3681. の補遺として掲げられたのは八二二—  
 一〇二二年のものとみられる Nr. 3683. ではこの地方における huba  
 の総計「二四三(内使用不能八)」並びに同一ウイラにおける huba  
 の推移を示しているものでリュトゲの所論を貫徹する場合聖堂の直營  
 地が意想外に早くに後退し、Salland が hova に転化したことと  
 推定される。<sup>(註24)</sup>

さらに八—九世紀のフーフエ・リストとみられる Nr. 3679. 所収  
 のフライン河南方の villa Rotaha では「mansu X cum hubis

XI indomnicata et VIII serules.....” Giltunへ mansus

cum huba といった広汎な表現が、同文書におけるラーン河南方の Durstorph (villa) における “hubei III. cum mansis IIII .....” といったより稀な表現と同時にあらわれている。

かつてリヒトゲが “huba cum mancipia” に関して huba と mancipia の相関々係を同時に並行関係を問題としたこと<sup>(註22)</sup>、この huba と mansi の関連と区別が問題とならう。若しそこであるとすればカール・グレンクナーが “mansus cum huba” といった表現の使用は八—九世紀にのみ起るといった一般原則をもち出す場合<sup>(註23)</sup> (一九三六年) の問題はすでにリヒトゲの問題 (一九三七年) と並行して確認の段階にまでいたったと見做さねばならぬであらう。

そのような事情のもとであたかもリヒトゲの Brevarium St. Lulli の研究を確証するがごとく前掲帝国賃子帳所収の Nr. 3673-Nr. 3675. は特に明確に同一賃子記録中に mansus と hova を区別し、又かかる区別の存しないヴィラでの hova integra と hova dimidia の別を明記している<sup>(註25)</sup>。

ただここで上述のごとく之等の王領地は Streuung をなしており、その全体としての分散性にもかかわらずフランクフルトやトリブール附近では王領地が密集しており、そこでは全ヴィラが王領に所屬していたと推定される場合もあることを明示しておく必要がある。

右の Nr. 3673 (Um die Dreieich) では左のよう記述がみ

らる。

De Triburen. トリブールのヴィラに耕地一九八エルナル。

In Francheurt. 耕地四五〇エルナル。草地四〇カラマダ (面積)。現物賃子、替馬を納める mansus ingenualis.

Greozesheim. (Frankfurt 西方) 耕地一六〇エルナル。草地一五カラマダ。豚一頭納め、その他の奉仕を行う huba integra.

Geisterbach. (Mainz 東方) 耕地八〇エルナル。豚と上記のよう他の奉仕を納める huba I.

Velauilre. (Frankfurt 北方) 耕地二四〇エルナル。草地一ニカラマダ。現物賃子、替馬、他の奉仕を納める huba ingenualis.

(Forestarius, farinarius.)

Seckeback. (Frankfurt 北方) 耕地一八〇エルナル。葡萄畑二六カラマダ。現物賃子を納め、要求されるだけの奉仕を納める huba serules.

Stetin. (Tribur 東北方) ニテナリッスのオスター織地以外フランクフルトと同様な奉仕がなされる。

Niuenheim. (Tribur 東北方) 奉仕と裸麦二モディウス納める huba integra. 金銭及び現物賃子、播種作業の代りにウンキア納め、一エルナル耕す huba dimidia.

Biuinesheim. (Tribur 西方) ニソルテス (sortes = Hörtgenhube) 奉仕を納め、女の作業の代りにウンキア納む。

Askenundestein (Tribur 西方) ニウンキア納める huba

dimidia. ニウンキア納める huba integra. 一ウンキア半納める huba dimidia. 三〇テナリッス納める huba integra.

Ruchlesheim. (Mainz 東方) ニウンキア納める huba I.

Mersenuelt. (Tribur 東北方) 耕地二四エルナル。V (mansis?) serules が上記の賃子を納む。

一、森林区賃子につきライ麦八〇モディウス半納めらる。

総計 mansi と sortes 一一二、そこから賃子に、豚一一二頭、銀八リーブル二ウンキア、穀物七八モディウス、同じく大妻 (同量)、ライ麦二三モディウス、雞一二〇羽、卵一二〇〇個納められる。

以上のごとく Nr. 3673. には mansus, huba の実質的な社会的経済的差別はそれ程明瞭でなく、貢納や奉仕を通じての負担はほぼ等しい。ただ当面明瞭に言い得ることは palatium regis や villa regia が存在した (従って Saliand の存在が推定される) フランクフルトでのみ mansus が明示されていることである。それ以外はむしろ huba にいつの integra や dimidia, ingenuales や serules の条件における区別の方が大ききあらわれている。

メルセンヴェルトのヴィラでは terra dominica と明示されているが、夫々のヴィラでも耕地<sup>(註27)</sup>、葡萄畑への huba からの賦役が推定される<sup>(註28)</sup>。しかし mansus について賦役の記述がないのはフランクフルトでの mansus の奉仕は当然のこととされていたからであらう。Stetin のヴィラにいつ “simile seruitium ut in Francheurt” とのべられていたように Nr. 3673. ではフランクフルト

クフルトの奉仕が一つの規準とされている。

その意味でメルセンヴェルトにおける V serules は前記のよう同所での terra dominica から mansus と推定される。

最後にこの賃子表の総計は mansi et sortes であるが、この中で、上述の mansus, huba の区別を厳守する時 hova ingenualis を含める mansus, sors (Hörtgenhube) のみでこの総計と考えられるが、しかし以上の Nr. 3674, Nr. 3674a. での huba ingenualis が包含されていると考えねばならぬであらう<sup>(註29)</sup>。

このような事態を考慮すると単に mansi や賃子の総計が行われることのみで資財帳範例におけるアウグスブルグ司教区の書上との類似を求めることは困難である。

以上の事情から八—九世紀にみられる mansus, huba の区別はその意味の重要性にかかわらず、かなり相対的なことが知られる。

Nr. 3674. [Um Worms] では

Mergenstat. (Worms 西方) 耕地四〇エルナル。mansus 一、現物賃子を納め、耕地を三エルナル耕し、女の作業の代りに一ソリドゥス納め、それに要求されるだけ奉仕する mansus ingenualis. 現物賃子、替馬一頭、女の作業の代りに一ソリドゥス納め又要求されるだけ作業する huba ingenualis. 同様な他の II huba. 現物賃子を納め、女の作業の代りにウンキア納め又他の serules

hubei へ同じたけ奉仕する servilis huba 1. Farinarium III. ヲロシムスの画頭では上記のハインリッヒ “Hec est summa et de numeratio rerum pertinentium ad villas dominicas.” とくられ、また Wormatia では “ad dominicos usus de terra arabii iunuales” とみえるので、他の領主の領地の介在しない王領地帯で、Mergenstat の耕地も亦領主の使用する耕地であったと推定される。

また Nr. 3673. Villa Seckebach で “huba serviles quei donat in censum pullum 1 ova X et aliud servitium sicut ei precipitur.” を見出し、奉仕の無限定はハインリッヒ huba ingenualis から huba serviles を識別したのであるが、今や Nr. 3674. Mergenstat ではハインリッヒ huba serviles と同一の条件が更に huba ingenualis ではなくして “servit sicut ei precipitur.” としてあらわれてくる。<sup>(註)</sup> このことは Nr. 3673, Nr. 3674 の Mansus, Frumentum の総計の対比により、<sup>(註)</sup> ヴォルムス地方における直營地が広大なことによつて説明され、また古くに開拓されたヴォルムス地方における huba servilis の劣悪な条件が huba ingenualis に波及したことを推定せしめる。

しかしここでロルシエ文書における mansus, huba についてのカール・グレックナーの総括的な見解に触れておく必要がある。グレックナーは主要な点として述べている。(1)huba は詳記がなければ一―二世紀から Herrenhuben へは Landsiedel-

huben へ同意義で、稀にしか mansus と同意義にならなかつた。<sup>(註)</sup> 一―二世紀からの自由民と非自由民の huba は大抵 “Gesamtheit von Recht und Besitz an Grund und Boden.” の意味である。一方七―一七九〇年の間に頻繁にあらわれる mansus は、九世紀には huba よりずっと稀にしかあらわれず、その基本的な意味 “Behausung”, ちり敵密には Haus や Hof (manere, commanere, mansio) の土地面積として到るところでみとめられる。従つて mansus は通常その個々の建物 (casa; curia 等のうち) ヲロルナル又は稀に huba の附屬地をあげることにより詳細に規定される。huba は之に反して mansus, つまりここに建てられた建物の全体により、また特に好んであげられる葡萄畑、草地、森林により、あるいは森林利用や草地利用を含む附屬物の慣用語によつて規定される。しかし huba は稀にしかヲルナルの耕地面積を伴わない、つまり huba 自体がたしかに確定的な大きさを意味しないからである。

mansus は(1)それが建つてゐる家敷地 (Hofreite) または土地を意味する。屢々あらわれる mansus cum huba とつた表現、また稀にみられる huba cum mansus とつた表現はこの意味に理解される。(2)mansus は屋敷所在地 (Hofstätte) の意味と結合する。(3)附屬物のない場合の単独の mansus は Grundbesitz を包含する。(4)mansus は個別的な huba と接觸する。(5)相伝の地 (hereditas) の一部を構成する。(6)Macripia (Höri-

gen) とともにあらわれる。屢々 mansus も亦附加語がなければ、<sup>(註)</sup> 隷屬民のマンヌ (Hörigenmansus) とみられるべきである。

以上の要約からカール・グレックナーは、資料から離れた処で、つまりグレックナー自身の考察が始まる処からフリードリヒ・リヒトゲから乖離してゆくことが知られる。

このようにグレックナーの mansus, huba についてのいわば技術的な見解が、すべてに社会経済的な観点からするリヒトゲの見地から次第に分離して、しかし史料自体が語る限りでは的確にその交叉点が見出だされ得る。

ただ mansus, huba についてのリヒトゲの見解が、いわゆる新領主制理論に深く根ざしてゐる点で、当面之を検証する場合王又は聖俗両界の Herrengüter を限定する必要がある。

Nr. 3674a. [Um Kaiserslautern] (Luthra 河上流右岸) についての左のとく記してある。  
In Villa Luthra. (Lüddera, Lautern) (ロルシエ北方) 耕地六七ニルナル。荒地二四。草地四〇カラマダ。賃子及び他と同じだけ奉仕を納める 7 hubei.  
Nannenstul. (Pfalz. Landstuhl.) (Luthra 西方) 領主地たりしものうち、Rupert 伯 (796-825 an.) の時 Guntrid [Nr. 3199 (an. 769-778)] が保持し、またその子に住まひ家人 (homines) に与う。領主使用の牧草地四カラマダ。ルトラと同じ奉仕を納める

ロルシエ帝国賃子帳

serviles hube 12.

Moraha. (Landstuhl 西北方) 同ヴァイラの一年分の取得物は三二カラマダ (量) の瀝青 (pice) であり、モランにおけるその瀝青 (Furnis) に義務を負う。

総計 mansi と sortes serviles 一四半、現物賃子 (雞、卵)、銀三〇ソリドゥス六デナリウスを納む。(穀物收穫の記入なし)。

山番の huba 三九は賃子を何も納めなから。最後に Nr. 3675. [Florstadt i. d. Wett] には左のとくみえる。

De Flagestat. (Florstadt.) (Friedberg 東南方) 領主の使用する耕地一〇〇ニルナル。草地二四〇カラマダ (面積)。豚五〇頭、居る森林。mansus ingenualis は現物賃子、女の作業の代りにウンキヤ納め、他の hubei と同じだけ奉仕する。mansus serviles は現物賃子を納め、また他の serviles hubei と同じだけ奉仕する。

山番は現物賃子を納め、それと要求されるだけ奉仕する。総計 mansus ingenuales 三三半、(mansus) serviles 二七。(計六〇半)。

mansus serviles は一ポンドハウンキヤ五デナリ (納む)。(穀物收穫の記入なし)。  
以下のとくは Nr. 3674a. と Nr. 3675 以上述の Nr. 3673. Nr. 3674. と大差ないが、ただ Nr. 3674a. は mansi の総計と耕地面積

積、賃子の額等からみて小規模のものであること、また伝領関係が示され、瀝青 (Gix) のごとき特殊な産物を齊すヴィラを含み、山番が賃子を納めぬ点が著し。

また Nr. 3675 では mansus ingenuales と mansus serviles が主に記されており、従ってこのヴィラでは Salland が圧倒的に推定される。この場合の mansus dimidius は技術的に理解される。つまりこのでは mansus (ingenuales) dimidius が mansus serviles に相当するとの保証は存在しない。更にこのヴィラでは領主使用の耕地一〇〇〇エールにもかかわらず Nr. 3674a. と同様に穀物収穫量の記述が欠けている。従ってグレンクナーは之等の総計に絶対的な意味をもたしめることが資料的に困難な事情を知悉しているように思われる。

以上ロルシュ帝国賃子帳における mansi, hubae が特に明瞭に区別された諸文書について検討したわけであるが、上述のごとくこの問題は、その資料的な面のみならず、社会経済上の意義をも考察し、その史的展開を通して明確になしうる問題であり、その際単に王領地が問題となるだけでなく、Salland の運営と関連して考究したときはじめて明らかにされ得よう。

なおケチエはカール大王治下での農耕システムについて "Herbs" や三圃制の意義を強調しており、資財帳範例からの筆者の推定では北フランク (フンナッペス) におけるそのような農耕システムのもとでのドイツ小麦、大麦、ライ麦の穀物収穫量は大体播種量

の二倍半から二倍に達するようと思われる。

更にマルク・ブロックは "mansus serviles" は通常 "mansus ingenuales" より小さいこと、逆に諸要因を一定とすれば、同一ヴィラの同一範疇の mansus は互に相等しいのが正常であったこと、またその史的な推移についても九世紀のバリー近郊の mansi は荒廃していたこと、更に領主毎にまた地方毎に mansi の差が著しいことを指摘している。この地域差の点でトランシェはオーストリーを以て "mansus serviles" は約一二クタール (約四八モルゲン) "mansus ingenuales" は約一五クタール (約六〇モルゲン) (オーストリーでは稀であるが植民領域では著し) "le manse royal" (Königshufe) は約三〇クタール (約一二〇モルゲン) であること、mansus serviles は一一世紀まで、mansus ingenuales は一二世紀まで存在したこと、また一一世紀末に mansus dimidius が支配的な保有量であり、後に次第に細分化されること等を指摘している。

最後にザリアー期におけるニーダーロートリンゲン、フリースラントにおける帝國料地の歴史についてのグイド・ロットホッフの研究からその著しい転移にもかかわらず、この地帯において約四八の帝國料地を推定しようことを挙げておく。

——一九五七・四・一〇日——  
【追記】最後に此の論稿は塾の学事振興資金による研究の一部であることを明記しておく。

(注一) Karl Glöckner, Codex Laureshamensis. Dritter

Band. S. 173. Nr. 3671. この賃子帳のことは、ロマンチック

源流論者 Adelbero (895-900) が皇帝 Arnulf から受領した

Gernsheim とその以前の帝國領地と共にこの資財記録を保持

してあり、メンンシュタムの右の所有地と共にこの賃子帳を後に

ロマンチック源流論者としたと書かれている。(K. Glöckner. a. a.

O.S. 173. u. Nr. 53(897); Z.R.G. Germ. Abt. LXX. Band.

S. 48-49). この場合は Otto P. Clavadetscher のこの成り年

代々の特殊な意味でこのを述べた。

(注二) Friedrich Lütge, Die Agrarverfassung des frühen

Mittelalters. S. 259-265.

(注三) Lullus..... Bonifatius の後継者 Mainz の大司教、並

び Hersfeld 修道院院長。

(注四) Alfons Dopsch, Wirtschaftsentwicklung der Karo-

lingerzeit, B.I. S. 256. f.

(注五) R. Kötzsche, Grundriss der deutschen Wirtschafts-

geschichte bis zum 17. Jahrhundert. 2. Anf., Leipzig,

1923, S. 85. 筆者未訳。但 R. Kötzsche, Ländliche Siedlung

und Agrarwesen in Sachsen. S. 102-127.

(注六) Theodor Josef Lacomblet, Niederrheinisches Urk-

undenbuch. (I-IV.) (Urkundenbuch für die Geschichte

des Niederrheins, Düsseldorf 1840 ff.) Rudolf Kötzsche,

ロマンチック帝國賃子帳

Rheinische Urbare II. Band.

(注七) Curtile..... Hofreite, kleiner als curtis. K. Glöck-

ner. ibid., Bd. III. S. 350. Curtile entspricht der area,

vgl. Cl. 32 (a. 858). Fritz Trautz, Der untere Necke-

land im früheren Mittelalter. 1953. S. 110.

(注八) H. T. Hoederath, ibid., S. 227. (das bereits gero-

dete Land.)

(注九) Captur を所有権として「獲得したものを」(„Capti“

oder „Comprehensa“) とする。F. Lütge, ibid., S. 307.) bivan-

スに「捕獲」の comprehensio の義に語す。(H. T. Hoede-

rath, ibid., S. 232. F. Lütge, ibid., S. 187. K. Glöckner,

ibid., 3 Band. S. 348), ein Neubuch (Captura) (Hoede-

rath, ibid., S. 229.)

(注一〇) マンシュタムの源流論者。(H. T. Hoederath, ibid., S.

215). selhuba, selhuba (C. L. Nr. 2257. 3692b.) selgut

(C. L. Nr. 3682.)

(注一一) holttmarka..... der ganze Umfang des Markwald-

gebietes oder die Berechtigung darin. H. T. Hoederath,

ibid., S. 226.

(注一二) トクン離の dimidia hova とトクン離の twedihova—

Teilhufe である。(この二は manus と半 hova と和してトク





